

Advantage Partnership Lawyers

Aviation Law / Air Crash Investigation

Junichi Horie: Solicitor on the Record

A.B.N. 40073939553

税法 移転価格 簡易 APA

Advanced Pricing Agreement (APA)は基本的に年間の売り上げが2億ドル以上の現地法人（現法）に適応されますが、それ以外の現法には簡易 APA が適法されません。簡易 APA を取得するメリットは APA よりも低価格で税務当局と3年から5年の移転価格の契約を結ぶ事が可能となります。また、税務当局との交渉時間が短縮されます。

APA を結ぶ際には External Comparable 〈外部比較〉と Internal Comparable 〈内部比較〉の2つの方法がありますが、第三者である Supplier 又は Purchaser が存在する場合は内部比較の手段を取る事が出来、比較的簡単に原価計算を証明する事が出来ます。

しかし、多くの日系企業は関連会社とのみ取引をしている為内部比較の手段を取る事が出来ません。従って外部比較の手段を取らざる負えません。外部比較の場合は同業他社で第三者と取引のある会社を探し出す必要がある為、原価計算を証明する事は簡単では有りません。

但し、簡易 APA を税務当局結ぶ際には証明度が APA に比較して緩やかな為費用、時間的にも削減できます。

簡易 APA の見積もり及び詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 公認会計士 堀江純一

(02) 9221 7555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市

アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所

Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation

Level 9, Dymocks Building, 428 George Street, Sydney NSW 2000

GPO Box 2577, Sydney NSW 2001

Tel (02) 9221 7555 Fax (02) 9221 7230

E-mail: legal.one@advantagepartnership.net